

社会福祉法人春生会 ヘルパーステーション あさひが丘
介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業
運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人春生会が開設するヘルパーステーション あさひが丘（以下「事業所」という。）が行う介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業 介護予防訪問介護相当サービスもしくは緩和した基準によるサービスの事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者（以下「訪問介護員等」という。）が、要支援状態にある高齢者及び事業対象者（以下、「要支援者等」という。）に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の提供にあたっては、訪問介護員等は、その要支援者等が可能な限りその居宅において、状態の維持もしくは改善を図り、又は要介護状態となることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援等を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものでなければならない。

2 事業の実施にあたっては、春日井市、居宅介護支援事業者、介護予防支援事業者及び地域包括支援センターを含む地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 ヘルパーステーション あさひが丘
- ② 所在地 春日井市神屋町1306番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所に勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1) 管理者 1名（常勤でサービス提供責任者と兼務）

管理者は、事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2) サービス提供責任者 1名以上（内1名は管理者と兼務）

サービス提供責任者は、次に掲げる事項を行う。

- ・事業提供の計画の作成・変更等を行い、利用の申込みに係る調整をすること。
- ・利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握し、サービス担当者会議への出席、利用者に関する情報の共有等居宅介護支援事業者等との連携にすること。
- ・訪問介護員に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達し、業務の実施状況を把握すること。
- ・訪問介護員の能力や希望を踏まえた業務管理、研修、技術指導その他サービス内容の管理について必要な業務等を実施すること。

- (3) 訪問介護員等 2.5名以上(常勤換算)
訪問介護員等は、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 365日とする。
- ② 営業時間 午前7時から午後7時までとする。

(内容及び利用料等)

第6条 事業の内容は次のとおりとし、事業を提供した場合の利用料の額は、春日井市長の定める基準によるものの額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、春日井市長の定める基準によるものの額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

- ① 生活援助
 - ② 身体介護（緩和した基準によるサービスを除く）
- 2 第8条の通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、事業所の実施地域を越える地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。
- ① 事業所の実施地域を越える地点から、片道1キロメートル未満あたり50円
- 3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けるとする。

(緊急時等における対応方法)

第7条 訪問介護員等は、事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、以下の区域とする。

- ① 春日井市とする。

(虐待防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、虐待発生又はその再発を防止するため、次の措置を講ずる。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を年1回定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止の為の指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を年1回定期的に実施する。
- (4) 上記(1)から(3)までを適切に実施するための担当者を置く。

(その他運営についての留意事項)

第10条 事業所は、すべての訪問介護員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後6カ月以内
- ② 継続研修 年1回

- 2 事業所は、すべての訪問介護員等に対し、健康診断等を定期的実施する。
- 3 訪問介護員等は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 訪問介護員等であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人春生会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

- この規程は、平成30年 4月 1日から施行する。
- この規程は、令和 元年 6月 1日に改正する。
- この規程は、令和 2年 6月 1日に改正する。
- この規程は、令和 3年 6月 1日に改正する。
- この規程は、令和 4年 6月 1日に改正する。
- この規程は、令和 6年 4月16日に改正する。
- この規程は、令和 8年 4月16日に改正する。